

公印省略

5 薬 第 1 4 7 5 号
令和 5 年 1 1 月 2 1 日

北九州市保健福祉局健康医療部地域医療課長
福岡市保健医療局健康医療部地域医療課長
久留米市保健所長 } 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(薬 事 係)

薬局機能情報提供制度の改正について (周知依頼)

本県の薬務行政につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、薬局機能情報提供制度につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 8 条の 2 の規定に基づき、本県では毎年 1 月から 3 月までを定期報告の期間として定め、県内の薬局開設者からの報告を受け付けているところです。

同制度に係る報告項目については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (以下、「省令」という。) 第 1 1 条の 3 及び別表第 1 によって定められているところですが、令和 5 年 1 1 月 1 日に省令が改正され、令和 6 年 1 月 5 日以降の報告項目がこれまでと変更となります。

このことについて、別添のとおり「薬局機能情報提供制度の改正について」(令和 5 年 11 月 1 日医薬発 1101 第 2 号厚生労働省医薬局長) 及び「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」(令和 5 年 11 月 1 日医薬総発 1101 第 2 号厚生労働省医薬局総務課長) の通知がありましたので、公益社団法人福岡県薬剤師会会員薬局以外の貴管内の薬局に対して周知をお願いします。

なお、11 月下旬から 12 月にかけて、定期報告内容説明書等の関連資料を順次、福岡県のホームページに掲載いたします。このことについては、薬務課より全薬局へ定期報告の案内を送付 (例年実施) する際、併せて周知いたします。

<参考：定期報告案内送付予定時期>

11 月 下 旬 頃 : G-MIS にアカウント登録していない薬局に対し、郵送により案内

12 月 中 下 旬 頃 : G-MIS にアカウント登録している薬局に対し、E メールにより案内

=== 問合せ先 ===

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

TEL 092-643-3284

FAX 092-643-3305

メール yakumu@pref.fukuoka.lg.jp